

中間見直しについて

(根拠) 各都道府県において作成する医療計画は、医療法第30条の6の規定により、「在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること」とされている。

(目的) 在宅医療に関する事項に加え、現行計画策定後における状況の変化、本計画と密接に関連する高齢者保健福祉計画等の改定等による中間の見直しを行い、計画の進捗状況を把握するとともに、次期の計画改定につなげていく。

見直しの方向性

方針 次期、第8次計画の策定に先立ち、早急に取り組むべき重点課題に対して以下の視点から記載内容を検討し、必要に応じて追加・更新する。

視点1 医療法に基づく見直し

- 在宅医療等のサービス必要量
- 基準病床数

視点2 現行計画策定後の変化による見直し

- 感染症対策（新型コロナウイルス感染症）
- 風水害対策（台風19号）
- ICTの推進（多職種連携ポータル 等）
- 中小病院支援

視点3 「高齢者保健福祉計画」等他計画との整合

⇒ 保健医療計画と密接に関連する他計画の改定に伴い、改定後の内容等を反映

視点4 設定指標の見直し

⇒ 「中間評価」を実施し、目標に対する進捗が芳しくない指標等について、目標達成に向けた取組の方向性、指標の見直しの必要性を検討